

## 第45回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成26年3月25日（火） 13時40分～14時20分

場 所 広島大学学士会館（2階「レセプションホール」）

出席者 学外委員：大南，小笠原，川本，北島，佃の各委員  
学内委員：浅原，坂越，吉田，岡本，平野の各委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，富永副学長，平川副学長，神谷副学長，西口監事，間田監事，  
棚橋学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，飛田副理事，古澤副理事，堀田副理事，  
野呂瀬副理事，西嶋副理事，藤本副理事，山根副理事，相原副理事，東田副理事，  
山脇副理事，中島副理事，羽田副理事，渡邊副理事，三井副理事，甲斐副図書館長，  
河村学長室長，  
寺本法学部長，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，吉田総合科学研究科長，  
勝部文学研究科長（代理），宮谷教育学研究科長，西村社会科学研究科長，  
谷口理学研究科長，高畠先端物質科学研究科長，杉本工学研究院長，  
小林医歯薬保健学研究院長，梯医歯薬保健学研究院副研究院長，藤原国際協力研究科長，  
木下法務研究科長，稲葉原爆放射線医科学研究所長，植松評価委員会委員長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

（開会）

浅原学長から，開会に当たり挨拶及び委員の紹介があった。

（議事1）

### ● 平成26年度年度計画について

（浅原学長提案・説明，別紙1）

◇ 平成26年度年度計画については，中期計画に基づく平成26年度の業務運営に関する計画として，今年度末までに文部科学大臣に届け出ることとなっており，平成25年度年度計画の進捗状況を踏まえ，平成26年度年度計画案を作成した。

なお，「Ⅰ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」から「Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置」及び別表（学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数）のうち，経営に関する事項以外については，教育研究評議会において既に審議済みである。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

（特に質疑応答なし）

（議事2）

### ● 平成25年度補正予算（3月補正）について

（浅原学長提案，平野理事（財務・総務担当）説明，別紙2）

◇ 平成25年11月15日開催の役員会で承認された平成25年度補正予算について，その後，平成26年度概算要求に係る特別経費及び特殊要因経費の一部事業を，平成25年度運営費交付金として追加交付（平成26年1月8日）されたことから，対応する収入支出予算の補正を行う。

なお，追加交付があった事項は以下のとおりであるが，そのほとんどの執行は，平成26年度からとなる。

(特別経費)

低線量放射線人体影響と健康リスクに関する戦略的研究プロジェクト (原爆放射線医科学研究所)  
大災害被災地医療を担う人材育成のための横断的教育プログラム (病院)

(建物新営等設備費)

建物改修に伴う建物新営等設備 (情報メディア教育研究センター)

(移転費)

建物改修に伴う移転費 (工学研究科, 情報メディア教育研究センター)

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 平成26年度当初予算について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

◇ 平成26年度当初予算については, 「平成26年度予算編成の基本方針」(第201回役員会(平成26年1月14日開催)承認)に基づき作成した。平成26年度においては, 給与改定臨時特例法に準じて削減された給与相当額が盛り込まれているが, 大学改革促進係数の運用による運営費交付金予算の削減がなされており, 本学の財政状況は引き続き厳しい状況である。管理的経費を中心とした徹底的な削減などの対応を行う一方で, 引き続き, 教育研究に必要な基盤的経費は確保しつつ, 学内の共通財源を特別事業経費に集約し, 教育研究機能の強化や学生支援の充実など, 学長のリーダーシップによる重点配分ができる予算を確保したところ。これにより, 限られた財源を有効に活用し, 第二期中期目標・中期計画の確実な実施を図ることとする。

平成26年度の予算総額は, 運営費交付金, 自己収入に施設整備費補助金等を加えた780.3億円となる。平成25年度補正後予算総額と比べて77.4億円の減である。

予算編成の主なポイントとして, ①大学改革促進係数の運用による運営費交付金削減(△2.51億円)への対応, ②基盤的経費(学士課程基盤教育費, 教育研究基盤経費)の確保(予算額15.62億円), ③基盤的経費を除く物件費の削減(対前年度△5.0%), ④共通人件費の削減(平成25年度補正後予算額に, 給与改定臨時特例法に準じて削減された給与相当額を反映させた額を基礎として△1.0%), ⑤部局総枠予算の一部(△5.0%)を執行留保, ⑥法人本部事業計画予算について, 法人本部全体での総枠予算配分とする(予算額13.07億円), ⑦留学生支援経費分として部局長裁量経費の増額(0.12億円), ⑧授業料免除枠(予算額6.51億円), ⑨特別事業経費への予算集約による重点事業(学長のリーダーシップによる事業実施, 全学的な教育研究環境整備事業及び学生支援経費等)への充当(13.4億円), ⑩文部科学省特別経費(プロジェクト分, 共同利用・共同実施分等)を活用した特色ある事業の展開(7.87億円), ⑪外部資金(受託研究・共同研究・受託事業, 寄附金, 補助金等)の積極的な獲得(121.25億円), ⑫病院収入の増収を図り, 地域の拠点病院としての機能を強化(277.52億円, 対前年度0.25億円の増収見込)がある。

なお, 平成26年度国立大学法人関係予算におけるポイントとして, 改革加速期間における国立大学の機能強化を促進するため, 重点配分する予算として, ①年俸制導入促進費, ②「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠及び③授業料等免除実施分に係る教育改善推進枠が, 文部科学省において一括計上されており, 今後, 計画調書等により追加交付される予定である。追加交付が決定された際には学内の補正予算を編成する予定である。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 病院収入の増収策について

(議事 4)

● 長期借入金償還計画等について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙4)

- ◇ 法人化前に, 財政投融资資金を財源とする国の予算で整備した病院の建物, 設備に関する借入金残高は, 平成16年4月に各国立大学法人に承継され「国立大学財務・経営センター債務負担金」として償還していく必要があり, また, 法人化後に借入れたもの及び新規に借り入れるものを含めて, 文部科学大臣へ償還計画を提出するとともに, 借入金認可申請を行い, 認可を受けて借入れ及び償還していく必要がある。

長期借入金償還計画は, 国立大学法人法第34条の規定に基づき, 毎年文部科学省へ提出が必要なものであり, 借入時の条件により平成26年度以降の償還計画を整理したものである。

平成25年度末の債務総額は元金が約230億円であり, 平成26年度の償還は, 元金約12億2千万円, 利息約3億円の計約15億円となり, 平成26年度当初予算(案)において, 診療経費で計上している。

また, 平成25年度概算要求で認められた「医療支援センター改修(旧外来診療棟)」事業の平成26年度への繰越しに伴い, 平成25年度借入予定額の一部を平成26年度において借り入れることとしたため, 国立大学法人法第33条の規定に基づき, 平成26年度に借り入れる予定の長期借入金認可申請を文部科学省へ提出する。平成26年度の新規借入額は約9億円となり, 今後25年間で利息を含め約11億6千万円を償還する。なお, 借入は平成26年6月を予定している。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事 5)

● 就業規則の改正について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙5)

- ◇ 就業規則の主な改正点(平成26年4月1日施行分)は, ①附属学校教員の給与制度の見直し(平成25年4月1日から遡及適用), ②55歳を超える職員の昇給抑制に係る代償措置, ③研究開発力強化法の改正への対応, ④常勤教員への年俸制の導入, ⑤人事院勧告(人事院規則改正)及び給与法改正への対応, である。

以上の提案・説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認し, 各事業場の過半数代表者からの意見書を付して役員会へ付議することとした。

なお, 次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 教員個人の業績評価の制度設計について

(議事 6)

● 平成25年度における広島大学病院診療貢献手当の措置について

(浅原学長提案, 平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙6)

- ◇ 広島大学病院において, 診療業務における貢献が著しい医師並びに診療活動への貢献が著しい看護職員の処遇改善を図ること等のため, 貢献手当を支給したい旨, 病院長からの申入れを受け検討した結果, 「平成25年度における広島大学病院診療従事者に対する診療貢献手当に関する措置要項」及び「平成25年度における広島大学病院看護職員に対する診療貢献手当に関する措置要項」を制定して支

給する。

なお、東広島地区及び霞地区各事業場の過半数代表からの意見聴取を行っている。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事7)

● 役員の退職手当に係る業績の勘案について

(浅原学長提案・説明, 別紙7)

- ◇ 役員の退職手当については、支給に当たり、役員在職期間における業績の勘案を行う必要がある規定になっている。

平成26年3月31日限りで役員を退任する2名の退職手当に係る役員の在職期間に対する業績勘案率は、それぞれ基本の「100/100」とする。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 部局の組織評価について

(浅原学長報告, 資料1)

- ◇ 昨年9月に実施した経営協議会学外委員による部局の組織評価において、改善を要するとされた事項及び学生からの意見への対応の状況について報告があった。

(特に質疑応答なし)

(報告2)

● 広島大学学長選考会議の審議状況について

(大南学長選考会議議長報告, 資料2)

- 現在、広島大学学長選考会議において学長の選考方法等について審議しており、その審議状況について報告があった。主な検討事項は以下のとおり。

- ・ 学長の業績評価の実施について
- ・ 学長の解任規定の整備について
- ・ 学長の任期及び再任について
- ・ 意向投票について

(特に質疑応答なし)

以 上